

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和7年5月9日

支出負担行為担当官

気象研究所長 榊原 茂記

1 当該招請の主旨

本業務については、気象研究所研究課題「線状降水帯・台風等に関する集中観測による機構解明及び予測技術向上」の研究の一環として実施する、線状降水帯および台風の航空機観測（以下「航空機観測」という。）の支援を委託する。航空機観測では専用の装置を用いて、航空機観測用ドロップゾンデ（以下「ドロップゾンデ」という。）による観測を実施する。下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2 業務概要

(1) 業務名 線状降水帯および台風の航空機観測支援

(2) 業務内容 線状降水帯や台風の周辺だけでなく、台風のある中心にある眼の内部に貫入し、高度 45000ft（約 14km）から強風下においても正確な風向風速を測定できるよう、パラシュートを使わず本体形状のみで一定の落下速度となるよう設計されたドロップゾンデ iMDS-17 を投下し、気温、湿度、気圧及び位置情報を測定する航空機観測の実施を支援する。

(3) 履行期限 令和7年10月31日（金）

3 業務目的

気象研究所では台風や線状降水帯の予測精度向上に向けた研究の一環として、航空機からドロップゾンデを降下させた大気観測を実施する。

この観測では、高度 45000ft（約 14km）からドロップゾンデを投下し、気温、湿度、気圧及び位置情報を測定できることはもとより、強風下においても正確な風向風速を測定できるよう、パラシュートを使わず本体形状のみで一定の落下速度となるよう設計されたドロップゾンデ iMDS-17 を使用する。特に湿度センサーの観測データ品質管理を行うため、専用の装置で湿度検定を事前に実施する必要がある。またドロップゾンデを投下するためには、専用の射出装置を用いることとなるが、この射出装置は観測開始に合わせて搭載し、観測終了時

には撤収しなければならない。さらに観測時においては、台風や線状降水帯の海域に設定された観測ライン上で、最短で5分毎にドロップゾンデを投下し、ドロップゾンデからのデータの受信及び送信を滞りなく実施する必要がある。以上の航空機観測に関わる業務を円滑に実施することが、本役務の目的である。

4 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しないものであること。
- ② 令和 7・8・9 年度国土交通省（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有するものであること。
- ③ 気象研究所から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

研究業務において必要とされる航空機観測では、高度 45000ft（約 14km）からドロップゾンデを投下し、線状降水帯や台風に関わる気温、比湿、風等のプロファイルデータを取得することを十分に理解し、同種のドロップゾンデを用いた観測において十分な経験と技術力を有すること。

(3) 射出装置に関する要件

本業務におけるドロップゾンデを用いた観測では、既製品であるドロップゾンデ iMDS-17 を利用するため、観測期間の開始時に、専用の射出装置を航空機に搭載、し観測を実施した上で、終了後には撤去する体制を整えていること。

(4) 中立性・公平性に関する要件

航空機観測が、防災気象サービスの向上を目的とした研究に使用されることに鑑み、本業務の公益性について十分理解し、公平かつ中立的な立場で本業務を実施できる体制を整えていること。

(5) 守秘性に関する要件

- ① 当研究所から提供された資料は、担当職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は本業務終了後直ちに返却しなければならない。
- ② 本業務の実施によって知り得た研究上又は技術上の秘密や情報を利用又は漏洩してはならない。

(6) 業務執行体制に関する要件

- ① 航空機観測支援を行うために必要な業務執行体制が整っていること。
- ② 電波法、電気設備技術基準、知的財産権法、その他関係する法令に従うこと。
- ③ 本業務を実施する技術者は、航空機観測を行うために必要な資格を有すること。

(7) 業務実績に関する要件

台風の中心にある眼の内部に貫入し、高度 45000ft（約 14km）から同種のドロップゾ

ンデ観測を行った実績があり、資料や写真等によりその実績を証明できること。

5 手続等

(1) 担当部局及び問い合わせ先

① 公示及び説明書について

〒305-0052

茨城県つくば市長峰 1-1

気象研究所総務部会計課調査官 三枝 直史

電話 029-853-8560 E-mail 5c810f30.met.kishou.go.jp@jp.teams.ms

② 技術力等に関する要件について

〒305-0052

茨城県つくば市長峰 1-1

気象研究所台風・災害気象研究部 和田 章義

電話 029-853-8574

(2) 説明書の交付期間及び方法

令和 7 年 5 月 9 日（金）から令和 7 年 5 月 30 日（金）まで （1）に同じ。

(3) 参加意思確認書の提出期限、提出先及び方法

令和 7 年 6 月 2 日（月） 16:00 まで （1）に同じ。

応募者は要件を満たす資料を作成し（書式は任意、但し A4 版とする）、別紙「参加意思確認書」に添付のうえ、原則として電子メールにより提出すること。

なお、上記期限までに到着しなかった場合は、当該参加意思確認書は無効とする。

(4) 応募要件を満たした場合

参加意思確認書の審査において応募要件を満たした者は、書面にて通知を行うとともに、一般競争入札に移行するものとする。

(5) 応募要件を満たさないとされた理由の説明

① 参加意思確認書の審査において応募要件を満たさないと審査結果の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 7 日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日を除く。）以内に書面により、契約担当官等に対して応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求めることができる。

② 契約担当官等は、応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 10 日以内に書面により回答するものとする。

(6) その他

① 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。

② 提出された参加意思確認書は、参加意思確認書の審査以外に提出者に無断で使用しない。

③ 一旦受理した参加意思確認書は返却しない。

④ 一旦受理した参加意思確認書の差し替え及び再提出は認めない。

⑤ 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、当該参加意思確認書は無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための窓口照会 5 (1) に同じ。
- (3) 一般競争入札方式による公示を行うこととなった場合、その旨後日通知する。
- (4) 令和 7・8・9 年度国土交通省 (全省庁統一資格)「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有していない場合も 5 (3) により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合で当該入札の競争参加資格確認申請を行う場合には、当該資格を有していなければならない。
- (5) 詳細は説明書による。